

# 西労災取業病No.22

関西労働者安全センター 1976. 2. 20発行  
大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室  
☎06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742 **40円**

## 主張

去る2月11日、労働省は労災保険法改正案を国会に提出した。「改正」の主な点は次のことである。オーに現行法の治療・休業の限度を3年から1年半とする。オニ

### 労災保険法改悪に断固反対しよう！

には長期給付を廃止し、新たに傷病年金を設けることである。更に「改正」案はリハビリテーションを力説している。47年の労働安全衛生法制定以降、政府は労災職業病を労働運動から分離し、リハビリ等の技術的向題へ閉じ込めること、及び被災労働者

働者を「弱い患者」として行政管理の下に閉じこめることを基本方針としてきたが、今回の「改正」はこれらの方針に加えて、資本主義体制の危機を敏感に捉えた政策として出てきていることに注意せねばならない。すなわち、不況による企業の人員合理化への道をほ

き清めるべく、3年の期間を1年半へと短縮し、これをもって合理化病、とりわけ頸肩腕障害、むち打ち、じん肺等の長期休業の必要な被災者の一丈整理を行なおうとしているのである。

48年、香斗共斗香は休業補償を完全治療、慰いは職場復帰までとする要求を提出しているが、この要求にも全く逆行する今回の「改正」に我々は断固反対する必要がある。それはオーに「改正」法案の成立を何としてくいじめることであり、また現在法案のぬらいを先取りし、て各都道府県で文がな

3年を超えて休業している被災労働者の大整理の策動を許さないことを作りあげることである。そして何よりも労働者の犠牲に代りて並命せんとする資本への闘いを、他域・職場で強化することだろう。

特集

# 親企業追及と

# 労災斗争

資本主義の危機・不況はいよいよ本格化してきている。そして産業再編の波の中で、中小資本は大独占の顔色をうなないながら、自己破産という最後の手段に訴えてまでも、労働者を街頭に放り出して労働者階級の分断抑圧に狂奔して

いる。今回の特集では、この状況下で、独占の労働者支配に断固として立ち向う労働戦線の斗いを紹介し、また労災斗争がこの中で、労働者階級の団結強化と斗争の前進にどのようにつながり、武器として役立つたかに焦点をあててまとめました。

## 金金伊原工作斗争の切拓いたも

全金 東洋製本 小嶋修一

高度経済成長の中で資本家どもは、より一層の利潤の拡大を図るために会社という組織

をたくみに使って、別会社方式、系列化、下請化、をおしすすめて搾取と収奪を強化する

体制を確立した。その典型的な形が、親会社が資金・資産を握り、役員を派遣し、税注から単価の決定等々一切を管理下におさめて支配しているから形式的には別会社にしてあるいわゆる子会社

である。ここで働く労働者に、いわゆる親会社よりも賃金や労働条件、職場環境は極めて劣悪であり、仕事の内容は親会社ではきりわけている仕事—つまりすぐには労災職業病になる仕事をまわしている例が多く、又、労働者としての権利も認めないという対応をしてきている。そして、その事に対する不満をもった労働者が立ち上がって労働組合を結成し、資本に対して要求を突きつけ斗争に入れば直ちに弾圧を加え、それでもなかなかに闘いの火が消えないとみるや、いとも簡単に倒産、破産攻撃をも含めて工場閉鎖、会社解散(偽装閉鎖・解散)を断行して企業もろとも労働者を圧殺してし

もう手段を独行し、自らに対する責任追及を逃れようとしてきた。またとえ追及されたとしても、よその会社の話であくまでもうちの会社とは関係のない事だ、と言いは、ておればそれで済む事だと空っぽぬてきていた。先日のべた如く、会社資産（土地・建物・

### 全金川岸支部の勝利に続け

この様に資本家どもにと、ては非常に都合のよい状況を労働者がいつまでも許しておくわけがない。その突破口の一つとして、一九六七年なら斗われた全金川岸仙台支部の工場肉鎖・全員解雇反対斗争の中で、あくまでも親会社川岸工業の責任を追及し、一九七〇年

設備や機械等)のすべては親会社の所有に帰って家賃等を子会社ならとつていたり、すべの資産に親会社が推当権設定や仮登記をしていられる例が多く、そこを肉鎖しても親会社にとつてはたいして痛くもなゆくもない仕組みになっている。

三月に親会社川岸工業に対して未払賃金・退職金を支払えとの判決によって親会社も子会社の労働者に対してへの労働債権という限られた形であったけれども責任をとるべきだといふ事を裁判所ですらも認めた。この斗いを契機としてあらゆる斗いの中で、

その企業をウラで操り、支配している銀行をも含めた独占資本に対し、大衆的な実力抗議斗争をはじめとして、地労委・地裁等の法廷斗争をも含めて、あらゆる創意性ある戦術を駆使して敵に対して攻撃を加えて一定の成果をあげてきているが今こそこの斗いを地域の産別の重要な斗いとして全国的に強めねばならぬといふべきである。

次にのべる全金京滋伊原工作支部の斗いもその中の一つである。  
**組合結成、そして危険業務拒否へ**

伊原工作所とは、京都八幡町にあつて、20人足らぬで親会社日之出水道橋路（福岡市）

## 22号の案内

主張（1）

労災保険法改悪に断固反対しよう！

特集（2）（11）

「親企業追及と労災斗争」

全金三豊工業 鋼管商車支部その他

ニュース（12）（15）

報告（16）（17）

「御用組合の国際連帯」輸出調査会

寄稿（18）（20）

岡大紅生学教室 連載より4

特別寄稿（21）（23）

民間労災保険の犯罪性——松本弁護士

のマンホールの仕上加工を行っていた。  
 今まで運着な農民であつた人々が入社して三年半でみんな身体の不調がおおしくなつた。原因はこの工場における仕事だ。マンホールの穴板き作業の騒音は115ホン、塗装作業は150ホン、タール槽に150ホンに熱したマンホールのフタをつけるともうもうと煙がたちこめ息も出来ない、隣の田へくる人はこの工場の煙は目に痛くてたまらんと訴えている。会社の幹部も親会社の指示でよく変るし、社長や工場長としてやってくるのはみんな親会社の部長だ。しつたりせんと俺達の身体や身分の保証もわからんぞ、と一九七二年五月一日、一四名で労働組合を結

成し、次の要求を提出した。

- ①賃上げ一万五千円。
- ②塗装作業・設備の改善、組合員の健康と地域社会に悪影響がある」と判断した場合塗装作業の中止、または拒否をする事もある。
- ③じん肺にななるおそれのある作業の予防措置。
- ④停年退職、その他の退職後に労災職業病の徴候の出た場合の保証。
- ⑤配転・解雇の同意約款。
- ⑥難聴の者

## 親会社日之出のやり口

ここに伊原の仲間は職場の状況と身体具合からして極めて当り前の事として俺達の身体をどうしてくれるのだという事を最優先として考えて親会社日之出水道にも最初なら照

についで必要は措置  
 ⑦年2回の精密健診と組合の要求した時は直ちに健診を行う事。以上である。

五月一二日の全金安  
 全担当者会議に参加してその席上でタールは発がん物質だと聞かされて、翌日直ちに全員集会をもつてこの報告を行つてすぐに、塗装作業等の危険業務拒否斗争に突入した。

津をあげた斗いを開始した。

一方、日之出水道より派遣されてきた大塚出の若い工場長は「京都のドン百姓を止めあひたる」といって赴任してきたという。

以後、彼を通じて日之出水道の行った事は

賃上げ回答八二六〇円を四四〇〇円に引下げたり、約束した健診を当日になつて急に中止したり、国交申入れ書に不備があると言いがかりをつけて国交拒否を行つたり、国交をやれば一切口をきかないで座ったままの対応をして抗議をすると暴力事件をデッチ上げて組合幹部五名を告訴し、組合員全員に処分（出勤停止七日）五日（始末書）を行ひ、五月と六月は出勤していたが仕事をしなかつた、と賃金を支払わず、夏の一時金は〇回答を行ひ、組合が抗議行動を行つたり労基署も賃金の支払い勧告を出すや口ワクアウトをなげ、これでもな、これでもかと

攻撃をエスカレートして来たが、組合の団結が絶対に崩れないと見やるや9月末に会社解散全員解雇を強行して幹部はみんな親会社へ逃亡したり、関連会社へ入ったりして「伊原工作」には一銭の支払い能力もありません。曰え出は一切関係ありません。と主張して、災害源の証拠をなくしてしまふ事も含めて工場を他に売却して京都なら撤退しようとした。

### 地労委での勝利

組合は、そうはさせじと親会社所有の建物機械を労働債権のために仮差押えを行って対抗した。工場は買いたいか下手にならわってまきびえを食ってとは

不動産業者も手を引いて売れずに曰え出も売却を断念した。  
一九七四年八月、京都地労委は、伊原工作は曰え出水道の一製造部門であると思ざるをえないので一切の責任は伊原工作とその親会社曰え出水道にある。

### 当り前の事が斗いの出発点だ

新面の都合で簡単にしな述べられなかつたが、この三年有余の斗いは、最初の組合結成要求の段階から今までの概念を少なからず打破った斗いであつた。誰が何と言おうが、業務命令を出してこようが、危険業務拒否という事でタール塗装作業と穴抜き作業を拒否し続ける事を貫徹し、その他の仕事も身体が

又、身体が悪くなる様はタール塗装等の危険業務拒否斗争は正当であるとの判断を下した。以後、曰え出水道と組合との直接交渉が行われ、双方の間で金銭による和解が成立して親会社曰え出水道が責任をとって解決をみた。

悪くならない様にボチボチやる事に徹した斗いは、他の組合からよくやるなあじとの声と同時に「ちよつと単純にやりすぎているの」とちがうなあじとの声もあつた。がしなし、伊原の仲間も働けとこしめつけて、身体をこわさした奴等に対する資本への憎しみと怒りを素朴に、変な理くつをつけずにそのまま態度に表わし、行動をしたのだ。団内の中でムリをきめこんで居る会社幹部につきつけた労働者の声は「俺の身体をもどせ」という怒りの声であつた。身体が悪くなつた原因(災害源)の作業は絶対にやらなまいと、ご当り前の斗いであつたのだ。その時、伊原の仲間には、会社より自分の身体が大事だという事から出発して、いながらこそごく当り前の事として斗えたのだ。が、この事が今、非常に大切になつてきている時である。



許すな!

# 神鋼資本の破産攻撃

全金

三豊工業所支部

## 特集

親会社「神鋼」の破産攻撃と  
 ドライの工場再南と全員  
 雇用の要求をし続ける  
 私たちの斗いは、多く  
 の仲間たちの支援によ  
 って労災・職業病斗争  
 でも大きな成果をあげ  
 た。斗いの初め頃へ一  
 九七二年六月一なら次  
 々とあなるみに出され  
 た労災・職業病の突進  
 は、突然の工場閉鎖攻  
 撃に対する怒り以上に  
 私たちには衝撃であつ  
 た。

想像以上の突進を、  
 その時点まで気付かぬ  
 なった私たち自身の自  
 責と苦衷の念は、親会  
 社神鋼に対する幾倍も  
 の怒りとなって表れた。

## 労災の下請会社 三豊工業

現在の産業の再編や  
 企業の系列化が急セツ  
 ちで進められている。  
 それにともなうて労災  
 や職業病は巧みにカム  
 フライジユされ、下請  
 化されてきている。三

豊の場合でも、単に神  
 鋼の下請工場であつた  
 というよりも、労災や  
 職業病の下請工場でも  
 あつたわけだ。私たち  
 は自分たちの無知や怠  
 慢によつて、とり返し  
 のつかない間違いを重  
 ねていたのだ。その間  
 違いをいまた多くの  
 労働組合がくり返そう  
 としていた。いやくり  
 返している。つまり、  
 本来弱者を中心とした  
 要求で団結し、組織さ  
 れていた若の組合が、  
 一つの向にな馬脚を表  
 わし、本工組合という  
 エゴでこりかたまった  
 強者の集団となりさが  
 つている。私たち三豊  
 もその例外ではなかつ  
 た。私たちは神鋼ファ  
 ウドライの破産攻撃と  
 闘うなかで、その怒り  
 が労災や職業病への斗  
 いへのバネとなつて、

## 闘わない組合には 労災も 職業病もない

私たちの経験なら、  
 「この工場ではこんな  
 職業病があるのではな  
 いかしと感じることが  
 多々ある。それを指摘  
 して必死に否定した  
 り、笑つて受け付けよ  
 うとしぬい組合幹部が  
 況山いるのはどうした  
 ことだろう。労災や職  
 業病はどの職場でも  
 あると思う。なりに  
 いとすれば、それは斗  
 わない組合だからだ。  
 や職業病は決して「な  
 い」だろう。三豊のあ  
 やまちを仲間たちにく  
 り返してほしくない。  
 こ小は誤解を恐れず、  
 言つておきたいことだ。

# 課題としての

## 親企業労組との共闘

大阪二級合同 サスロ又支部

私達は七三年十月に組合を結成し、一般合同労組に加盟し、経済斗争・労働条件の改善等に取り組んでくると同時に、じん肺問題を取り上げて来た。

### 特集

当初会社側は有粉粉じんであるから、人体には無害であると主張し取り合ひなかつた。そこで、安全センター、北摂労職対の支援を得、学習会をもち、会社の主張がでたらめであることを知った。逆に、有粉じん肺はX線にもでにくく、自己症状が出た時には手遅れである。

安全センター、労職対を中心にした共闘を

強め、じん肺検診を実施させた結果、三人の疑似者が出るに及んで、しぶしぶ粉じん抑制装置らしきものをつけた。その間、京大安全センターの協力で独自の検診と職場の粉じん測

### 団結し、共闘し、学習し、親企業の責任追及

労働者の団結と学習会により、意識の向上は勿論であるが、共闘がいかに大事であり、圧力になり、心強く感じ、個々ではどう仕様もないことが、団結により、遅々としてではあるが前進することを知った。

我が国の独占資本へ

定を行い、圧力をかけると同時に労基斗争、抗議、団交をかさねてきた。その結果、会社側は定期検診の実施と粉じん業務の縮小と工程の変更を検討し、この要項なら新しい工程になるはずである。合理化と新しい労災養生につながらないか見守っている。

### 親企業の責任追及

大企業、親企業)は非収部部門、非生産部門を下請け化し、苛酷な労働条件と低賃金で搾取をほたり、政府と共に収奪し、独占資本を強化しているのが現状である。

我々労働者は団結し、共闘し、学習し、権利意識を高め親企業の責

### 日常斗争で団結の強化

任追及を強めなければならぬ。企業の存続のりこえ、親企業労組との共闘、連けい強め、全労働者の立場から、共闘姿勢の強化も今後の課題である。

と角身近な問題、直接利になる問題には積極的であつても労災等長期的観点に立ち、この斗争の取組み方により団結の強化と日常の活動のつみ重ねが地味労働者との意志疎通につながら、経営者への圧力になり、経済斗争も自ずから勝利すると確信している。労災斗争は労働者の唯一の資本である身体を守る根本であることを再認識してこの稿を終ります。

# 三菱

## 企業閉鎖策動と闘う

全金連合同 企業計算を多一支部

（株）企業計算センターは独占三菱事務稼働の系列下諸企業であり、こゝまで三菱や関連企業へコンピュータのオペレーター・フログラマー等を派遣し、その派遣料をピンハネすることによって成り立ってきた会社である。従来 コンピュータ産業といえは時代の最先端を行く近代産業の花形産業であると言われてきた。そして業界に働く労働者もその様な幻想にあやつられ、劣悪な労働条件を押しつけられ、無権利状態の中で今日まで働かされてきた。とりわけ企業計算においても極端

な低賃金と強制長時間労働といつた劣悪な労働条件と、稼働中心の職場環境の中で労働者は日々生活不安・雇用不安、更には身体にまで異常をきたすといった実態の中で苦しめられてきた。

**組合潰しに狂奔する資本**

その様な中で49年11月、労働者はついに団結、斗争決意をする中で労働組合が結成された。しかしながら、組合が結成されるや企業計算を原社長は、親会社・三菱と結託し、数々のいやがらせと、租

税の切りくずし、弾圧を行ってきたが、その後組合は全国金属へ加盟（当時は企業内）して行く中で資本の攻撃を全て粉碎、年末斗争を一定の成果を勝ち取る中で集約していった。ところが50年1月頃から、今度は三菱資本が前面に出て支部へのい

**次々と暴露される三菱との結託**

やがらせと露骨な攻撃をかけた。そこで原則的に闘う支部に對し、又それでも組合が潰れないと見るや今度はいよいよ、企業計算三菱両資本は共謀、結託し、両者間の業務契約を打ち切り、企業閉鎖を強行するという露骨な攻撃をかけた。

支部はただちに反撃を開始、資本を迫したが、社長を原は一貫して居直りを続け、あつてくのは「企業閉鎖の責任は全て組合にあるし」と言いだす始末だ。又同時に三菱に對しても抗議を行なったが、三菱は抗議に行つた組合員に對し暴行やドマンと数十名の職制・社員を動員

し、組合員に集団暴行を加えるという悪質な行為を行なってきた。その様な状態が続く中で、支部は連日の抗議行動を続けつつ、地労委においても追及を行ってきた。地労委において三菱、柴田大阪支社長は「契約解除は組合結成以前にすでに原社長と確認済みだ」と「企業計算とは

ゆ方だけの関係だ(請負契約料)しなむと開き直りを続けたが、我々の企業計算センターが三菱に完全支配されてきた実態とそれを証明する証拠をつきつけ、又組合潰しの為、に擬装閉鎖が企業計算と三菱の間で計画的に企てられてきたといふ内容の書かれた社長が、労務日誌を暴露して行く中で資本はあわてふためき、今では必死に争議の引きのほしを計ってきている。

泊り込み体制で組合を守る

この様に今、周りは全て我々に有利に展開されていくが、あせつた資本は露骨に暴力をもって支部の活動を日常的に妨害している。

そしてこの間三菱資本は自らの暴力をおおい隠さんと、遂に暴力事件をデツキ上げ、支部組合員を告訴、争議に権力を介入させ、斗争を殺すもくろむようとしている。この様な中で、支部は一步もひるむこ

地域共斗体制で

『日本鋼管の攻撃を圧倒』

鋼管商事は独占日本鋼管の鋼管類の販売、保管を業務とする直屬の会社であり、全国に支店と営業所があるが、組合は大阪にのみと言った状態であつては、会社の一方的専横によつて支配され、劣悪な労働条件のもとで低賃金と苛酷な労働を強制

となく更に斗争体制を強化し、24時間の張り付け、泊り込みをもつて闘いの態、組合事務所を守り続けている。又、三菱に對しても、連日抗議のすやり込みみをもつて鋭い追及を続けている。

されて来た。48年に生活防衛と労働運動の發展を求めて全金組織に加盟するや、日本鋼管は組織嫌悪のもとに口ツクアウトの強行手段で組織潰滅の攻撃を敢行した。しかし、これを南大阪の強固な共斗で粉碎し、完全勝利を収めた。

49年3月、親会社日本鋼管よりかつて労務関係を専任した現職部長ら3名を出向派遣し、またも挑発し締め付けを行なつて来たのである。10月秋斗の国交の席上で資本は暴力を振るつて挑発し、これを逆用、暴力国交をデツキあげ警察権力をたのんで組織破壊攻撃をなけ、併せて田女拒否、大阪に在籍する役員の迷走・紛争の長期引きのほしを及めなし、内部混乱と弱体化を狙つて来た。

仲間の死を

むだにするな

この様な中で、50年3月、鋼管商事支部間争支招の決起集会もたれたが、集会后組合員が構内浴場で死す

（脳卒中）事故が起った。資本はこの災害をたんなる私病である」と主張、労災申請はもとより組合との事故の処置等についても一切の交渉を拒否した。更に葬儀に際しても会社役員の参列もなく、故人の退職金から無断で葬儀料を天引き、悲涙の中にある家族にまで極めて非情な仕打ちをしたのである。この人道を無視した冷酷非道な対応に憤怒した支部は、資本の人権を無視する思想を糾弾し、改善と反省を求めて労災斗争として徹底的に闘う決意をした。

を隠蔽した書類を提出、専工をほどこし、認定阻止の悪辣な手段を駆使していた。企業と癒着した労基署は、6月16日我々を裏切つて業務外認定をした。しかし、関西安全センター・労職研・地域の共闘に支えられて、ひるむことなく行政と資本癒着の定態を糾弾し、

## 労災認定から攻勢への突破口

この労災斗争によつて職場の安全衛生が数多く指摘され改善されたことも大きな成果であった。同時にこの種の問題については無関心であったが改めて認識を新にもた。七月十二日業務上認定がされた。認定はこの斗争に極めて大きな影響をも

加えて事実を歪めた報告がなされていいる事実をも暴露したのである。この結果、労基署も認定せざるを得なくなつた。



たらした。

地労香斗争にあつても資本一流の「私病である」の理論が述べられ、労災認定などあり得ないとする強硬な発言で争ひられていた。斗争の先端である枕斗の中で、既に企業内労災特別補償について一定の回答が出ており、地

労委の意向の中で、この件について「国が認定すれば補償は当然します」と発言されていった。しかし認定されるや突如約交、団交拒否による未協定を口実に巧に補償の履行を拒んで来た。だが業務上認定がなされたことによつて資本の主張は根底から覆されるに至つた。逆に、組合の毅然とした態度を裏証したのである。

## 日鋼の思徳労務体制を粉砕

斗争当初から敵が主張し固執する団交拒否をはじめとする全このことが、組織を壊滅し壊滅を狙つた権利の制約であり、その攻撃手段であることが明白と

なつた。労災斗争の勝利によつて、49年秋斗に端を発した権利斗争に大きな展望がもたらされた。独占日本鋼管がう出向派遣された傀儡の悪徳労政を裏付けるとともに、親企業日本鋼管の、人権を無視した冷酷非道な思想を余すところなくばくろすと同時に、その勝利を斗争の突破口として、独占日本鋼管をはじめ、鋼管商事東京本社に徹底的な抗議行動を展開し、斗争の勝利を不動のものとした。

鋼管商事支部の労災斗争勝利は、権利斗争としての自覚と斗争体制強化、地域共斗組織と関西労働者安全センター、労研の指導と共闘の賜であり、心から御礼を申し上げます。

不況下、中小企業倒産の嵐が吹きあられ、産業再編、労働力再編がすすまじい勢いで進行していくとき、我々はこの不況で一体誰が得をし、誰が損するのかわからない。言うまでもなく、労働者への一方的な負担のおしつけによつて独占資本はますます肥えて太っているのである。

親会社の責



任を追及する斗いはこの大独占、金融資本に對する斗いの極めて重要な位置を担うものであるが、それだけにこの斗いは今までなく、労働運動に徹しい組織性と意識性が要請されてい

取り主義的な運動を克服し、地道な日常斗争の中で、これだけ労働者の権利意識、階級意識を高め、団結の質を向上させていけるかという問題であり、これには企業の本質やぶつて、地域共斗などのよ

労災斗争で

権利斗争の強化を

ているといえるだろう。労災斗争は労働者階級の団結の原則、一人は万人のために、万人は一人のために、という視点をもちなければ、そして何よりも日常的な取組みがなければ、斗いさえない斗争である。このように、労働斗争を権利斗争、労働者の団結を打ち取る斗い

として位置付けて闘うとき、労災斗争は大独占であらうと必ずや資本の攻撃をはね返す力となるであらう。全日本阪、鋼管商事支部の斗いはこのことをはっきりと示している。

また、労災認定斗争をはじめとする労働行政との斗いにして、企業の外へ一歩足を踏み出した、地域共斗などを初めとする組織化の

中でこそ真に進みうるということを確認すべきである。

くり返して言へば、親会社追及という極めて戦術的な斗争を闘い、さける組織性と意識性を打ち取る武器として、労災斗争は活甲され、展開していかねばならぬだろう。

# 前線から

南文阪

## 労災斗争の中から 組織拡大す

昨年7月73名の分会員の睡眠じん肺健診を労研 阪神医生協より診療所で実施したがその結果、実に93%の労働者が腰痛にかか

以外にないことを知り、今年1月11日、ほぼ全員が全港湾加入を決定した。そのため分会では、新加入者65名に対し、昨年と同様の健診を労研とヤコ診療所の手で行うことになり、2月18日にそれを実施した。その結果、腰痛はほぼ100%認められ、又全身の筋肉や関節の障害も高率に認められた。現在分会では、こ此らの健診結果をパンプにまとの企業や労基署に対する斗争の準備を進めている。

つていふことが明らかとなった。

分会では既刻取組みを南端し、何よりも分会員の思想と団結を固めることを最重視し、くり返し睡眠等の学習会を行ってきた。その結果、それまで全港湾とは別に「米穀運送労

北摂地区評労災職業病対策会議のヤコ回定期総会が(1月30日)約80名の地域労働者を結集して取員厚生会館にて開催された。

三池炭鉱労組 井上摂津市長 佐々木参議員などの祝電披露に

### 北摂

続いて、豊田事務局長より新年度の運動方針として「三池労組をはじめ、全国の労災絶滅を闘う部隊との共闘強

化を通じての統一戦線づくり、反動労行政の粉砕、労研対の拡大強化によって、全関西の共闘組織としての母

### 北摂労研対 定期総会開かる

#### 新年度運動方針を決定

全センターの基盤を強化する「などが提案され、万場一致、運動方針を採択した。尚集会には、北摂地域での労

事務局長を再任し、幹事として 国労 全金 全 国一般 高槻市 市交通 松下電気 全専売 大阪総評など の代表を選出した。

京 滋

# 休業補償打切を許すな

## 労災保険改悪策動へ反撃開始す

去る1月28日、2月9日、京滋労災取業病対策会議を中心とする労働者は、現在労働基準行政が行おうとしている、全金京滋地本井上油庄支部の広坂氏に対する休業補償の打ち切りと長期傷病給付へのきりかえ策動に対して断固とした抗議斗争を行なった。

この長期給付への移行は、行政の言うようにならざるに、手続的なるものでは決してなく、極めて政治的意図の下に行われている。すなわちそれは、ヤーに労働組合を編成に嫌悪する井上油庄資本が、広坂氏を同じくも首にし

ようとして、自民党議員、労働省官僚を買収して、長期給付に移行させることで、労基法19条の解雇制限の解除を収らったものである。ヤニには、今号の「主張」にも述べたように、労災保険法の改悪策

動に先立って、三年をこえて休業している被災労働者の大整理の具体的な現此の一画である。

京滋労取対及び井上油庄労組は、このように資本の意図に迎合した労働行政を徹底して追及し、以下の点につき確認を要求取つた。「長期給付への切りかえと、それに伴う解雇の問題は密接不可分で

あり、併行して扱うこと、また手続の進行は労働者、被災者本人、行政の四者の協議で行い行政だけでは行わない」というのがその内容である。

被災労働者切り捨ての資本行政の大方針は既に具体化している。労働側の反撃体制の強化が早急に要請さ出ている。

### 北 大 阪

# 中津地域共斗で 三池斗争の映画会

全金岩井計算センタ、支部や、全港湾古川分会を中心にした中津地域共斗会議は、2月16日、宮崎総評オルグを講師にして、また毛

沢東思想学院の協力で「日本をゆるがした13日・三池斗争」の映画会を催した。この日40名近くの労働者が参加し、また参

加団体は12であった。宮崎氏の力強い話や三池斗争のすざましい画面にみんな感動していた。「労働者の団結はここまですごくのか」参加した多くの労働者は話していた。中津地域共斗は今後もこうした学習活動を続けていく予定になつてい

# 尼崎

## 富士レジン支部で

### 2回職場安全共同パト

私達尼崎労働者安全衛生対策会議は、2回の職場安全共同パトロールを1月21日、全国一般富士レジン支部で行った。

これは昨年11月、全富士鋼管支部で行った1回共同パトに続くものである。取組産別をこえた各労働組合・安全対策部の相互点検と相互批判により共同して地域の安全活動を発展させるといふ私達の方針は、地道ではあるが、ますます確実に実現されていっている。

「自分の職場はこんなものだ」とか「自分の職場のアウを見られ

たくない」といり、誤った考えも、「実際共同パトロールをやってみると、偉るところが非常に多い」と、実践を通じて改つてきている。

そして、日常各々が

やっている安全活動の不備や疑問が、取組産別をこえた組合の経験交流の中で解決され、共同の教訓と財産になってきている。

今後とも、地域の労働者、労働組合の団結の力によつて、共同パトロールをすすめる。安全への権利を全員のものにし、吹きあれる資本の合理化攻撃への強

かな武器としていきなり。(尼崎労働対高橋) 詳しくは労働対ニユエ NO.3を

連絡先

尼崎市瓦宮字官裏114

阪神衛生協気付

尼崎労働対

TEL

(06)49250250

## 中国地方

# 岡山・広島で学習会

## 全港湾沿岸南支部

全港湾沿岸南支部は岡山県備後地区、尾道地域港湾労働者と、広島地区の労働者の安全学習会を行った。

近くの労働者が集り、港湾合理化―本四架橋問題と相まって、港湾病について学習会を行った。

2月7日、尾道港湾福祉センターには百名

中川安全委員長は「組合の団結なくし

て労働者一人一人の権利はない」と訴え、参加した多くの仲間に加う気魄を与え、小泉安全委員は米穀運送分会の睡痛斗争を紹介した。また、広島地区でも日曜日を返上して、40名近くの労働者が集り、ここでも港湾における安全斗争について学習を重ぬた。

尼崎

# 安全衛生講演会を開く

## 尼崎労安対

尼崎労安対は、1月29日対策会議は、1月29日第1回の「安全と衛生のための講演会」を約50名の参加の中で開いた。

講演は青山英康氏（岡山大学医学部衛生学教室助教授）によって「労安衛生の歴史と考え方」をテーマに行われた。

はじめに、経済不況の中での安全と衛生が語られ、青山氏は特に「労安衛生法が出現した歴史的背景」及び「現在それが体制として産業医科大学の設置にみられるように、極めて反労働者的なものになつてゐることを述べ

られた。さらに、労働態様が「労働強度の時代」から労働強度の時代へへと変化し、「全肉体を使う労働から、肉体の一部のみを酷使される労働」へと変化する中で、現在、職業病が爆発的にふえ、停年直後の死亡が増加していると語られた。

最後に、このような体制の中で、医師や弁護士、大学教授などが極めて反労働者的な役割を担つてゐること、それゆゑ、今後は「医師主導型から労働者主

導型斗争へと発展しなければならぬ」と結ばれ、2時間の講演を終えた。

尼崎労安対は、今後とも2、3カ月ごとに定期的に講演会を企画予定してゐる。

（尼崎労安対 高橋）

### 大分

## 建設支部が大分労基追及

### 治水分会小野氏の脳卒中死亡

昨年、全港湾建設支部治水工業分会、大分工場で、作業中に死亡した小野さんに対し、大分労基署は不当にも業務外認定を行った。

全港湾九州地本や、大分県評の力強い協力

のもとに、分会では労働基闘争を続けてゐるが、今年、1月26日、建設支部吉原副委員長、見島全委員長は、県評柳川オルグや葉真寺港、津井斗委員長らとともに、再度大分労基局を

訪水、「早く労災認定せよ」とせまつた。

労基局は高血圧を職業にするのにはかなり強抗を示したが、労働条件との関連を主張し、徹底追及した結果、一応、組合の考之に従ふことを表明した。

また、この斗いは、北九州労働者安全センターも協力してゐる。

# 報告

## 進志松下労組の国際交流

### 労使協調の押しつけで

### 東南アジア労働運動を圧殺

松下系企業・松下の下請け・関連企業の労働組合でつくっている。松竹協では昭和47年頃から3回にわたって東南アジア・中南米の系列企業への調査団派遣を実施している。その目的として上げられているのは、現地出向社員の労働条件の調査と現地の労働者との交流だ。ところが、この調査団には会社側の代表も含まれており、その上、下請け・関連の中小企業の労働組合の参加費は会社が負担しているらしい。それもそのはず、この調査団派遣の

真の目的は、たく国際的な労働者の交流・連帯ではないのだ。昭和47年、東南アジア7ヶ国（台湾・フィリピン・シンガポール・マレーシア・インドネシア）をめぐり、この報告書を書いて、まずびくくりするのは書き出しの次のくだりだろう。「現実には私達の手がかか、足なすでに東南アジアに出てくるのです。その手や、足が東南アジアの、未熟児を温かく育てる役割を果さな

ア・タイ・香港）を訪向した「松下グループ」の報告書は、その目的を「あますことなく示している」。

これは「なりませぬ」。

この一文に示される片資一体となつた「東南アジア救済論」こそ現在の日本企業の海外侵略の思想的背景をなすものだと言える。現実には、日本企業のあくなき利潤追求の活動によって、東南アジア

各国労働者は生命すら維持できない生活に余儀なくされているのだ。又、報告書はフィリピンの労働運動について次のようにいう。

「労働組合運動はフィリピン全体としては、政情との関係もあって一般的に過激傾向があり、健全な育成のため、IMF、JC、松下系列労働協議会等との友好連携を今後更に深める必要があると目される」。

この調査団の目的が最近とみに激しさを増している東南アジア各国労働者の闘いを押えつ、労働者管理の強化をめざすものであることは、この一文からだけでも疑う余地はないところだろう。インドネシア進出企業の今後の課題として述べら

## 東南アジア各国を「未熟児」扱い

れている次の言葉は、  
現在、世界の資本主義  
各国支配層を揺つてい  
るロッキード向題と関  
連させて考へる時、極  
めて興味深い。

「トップマネージャ  
の経営基盤確立のた  
めの政治的活動負担が  
過大だ」

この他、蒋介石統治  
下の台湾の政治・治安  
を極めて良好と報告し  
た上、最後に次の様に  
結んでいる。

「過去日本が残した  
あのいまわしい戦争の  
傷跡と戦後はたゞこれ  
……」

### 松下幸次郎国内でも労務屋の役

国内の松下関連企業  
の労働争議には必ずと  
いっていいほど松下労  
組が介入している。資  
本に頼まれて組合対策  
に知恵を貸し、時には

をたんに「市場」とし  
てのみの見方しなした  
なつたのではないでし  
ょうか。資源の乏しい  
日本という立場からあ  
り余る豊富の資源を輸  
入し、加工し、付加  
価値だけを日本にと  
りこんでいたのが現状  
です。いまこのことに  
大きな反省と転換が要  
求されていると考えま  
す。

ここから、企業の海  
外侵略の必要性と国内  
産業構造の転換を説い  
ているのだ。

国内の席の資本側に座  
るといふ徹底ぶりであ  
るといふ。松下だけで  
はない。トヨタと共に  
この不況時に莫大な利  
潤をあげた日産では、

日産系のメキシコの企  
業で、労働者が80%の  
賃上げを要求して闘い  
を開始した時、労働組

### 合理化海外進出の原因は不況ではない

資本家は不況だから  
工場を海外へ移し、労  
働者の首を切ると言う。  
しかし、資本家はその  
不況の原因が自らの企  
業活動の必然的な結果  
であることを認めない。  
資本が合理化を行い、  
海外へ進出するのはよ  
り大きな利潤追求をめ  
ぐるものに他ならない。  
益々、激しくなる企業  
間、国家間競争に打ち  
勝つために、より安い  
労働力、資源、土地を  
求めて資本は海外に進  
出する。際限のない生  
産設備への資本投下は  
、生産のための生産  
を益々拡大させ、市場

合の役員がなけつて、  
20数%に押えて帰って  
きている。

の拡大をはるかに  
こし、不況が訪れる。  
資本の活動自体が不況  
の原因であるにもか  
かわらず、資本家は「不  
況で苦しいなら合理化  
を認めろ」と、そのシ  
ワ寄せを労働者に押し  
つけてくるのだ。

資本の海外進出を阻  
止する労働者の闘いと  
は、「不況のしわ寄せ  
の労働者への押しつけ  
を一切許さない」闘い  
を職場において闘うこ  
とから、進出先の労働  
者との連帯をめぐらして  
いくことではないだろ  
うか。

考稿

研究室を足場にした

# 反労働・職業病、公害斗争

岡山大学医学部衛生学教室 藤田 隆

その4

## 国鉄労働者の反職業病斗争の新経験

深刻な

### 交通労働者の健康破壊

これまで一般に、交通労働者の労働条件は交通業という産業上の経済的・技術的諸条件の特徴にもとずきいくつかの特徴をもっているといわれている。尤も交通労働は乗客や荷主の需要のあるとき、場所に応じて車を運転しなければならぬという特徴を強くもたさる。また多くは「公共性」という点が強調される。これらの特質は、社会的生産の発展の結果であると同時

にその不可欠の条件でもある。他方、これに従事する労働者の労働時間は極めて不規則かつ長時間の拘束をしいられきていてる。尤も2に、交通労働は極めて「移動性」が高い点である。このことから、騒音、振動、衝激、気温、気圧の変化、排気がさなど、多くの複合的で極めて困難な労働環境の下におかれ、また、事故や災害の発生も可能性も非常に大きいし、事実どうでもある。この移動性に伴い、作業場はたえず移動し、睡眠、食事、休息など、生活全般にわたる不規則性を余儀なくされてい

これら「移動性」と「即時性」は、社会的生産が発展すればする程、より強い社会的要請として、交通労働に課されてきてい

る。しかし、これらの交通労働者の労働条件に対する資本家の方策は、機械化による省力化の徹底と、少数精鋭主義にもとずく能力主義的な管理という反労働者のな挑戦であった。人員削減、交替性、夜間勤務の増大、長時間労働と労働密度の強化、臨時入、そして国鉄のマル生に見られる労働協調思想の鼓吹と第2組合の育成などの挑戦であった。その結果、交通労働者の安全性はひいては乗客の安全性は無視あるいは軽視され、交通労働者の健康破壊は極めて重大な段階に達している。

これらの社会的矛盾は、社会そのものによるいつさいの生産力の掌握への一つの新しい段階へ到達したことを意味しており、もはや資本家階級の手によって

はこの進歩を達成することが決してできないことを示している。「公共性」の本性を實際のものとすることが出来るのは、交通手段の労働者階級全体による掌握以外に道はありえないだろう。

## 国鉄労働者の

## 社会的地位の変化

さて、国鉄は「社会的生産過程の一般的諸条件」としての役割をもつ大規模な交通通信施設の不可欠な構成要素であり、日本資本主義の生成、発展にとって重要な役割をもつてきた。他方、一九五五年以降の高度成長の中で、国鉄の社会的地位は歴史的に大きな変化を受けてきている。それは、自動車、航空機の発達によって、国鉄輸送の果たす社会的機能が相対的に低下してきているということである。その結果、日本の国鉄による輸送の特徴は、旅客部門において依然として比重が高いが、貨物においては急速にその比重が

低下してきたという点である。このような日本資本主義の発展に伴う国鉄の社会的地位の変化は、国鉄労働者の社会的地位の変化にも大きな影響をもたらしてきた。鉄道輸送に従事する労働者数の歴史的変遷がこの点を端的に示している。一九五〇年には、運輸・倉庫業に従事する労働者の半数を占めていた鉄

## 合理化と対決する新幹線大阪保線所の闘い

国鉄においてもマル生という一大合理化攻撃がかけられ、起きている。このような合理化の嵐の中で、新幹線保線所の仲間によつて、じん肺闘争が組織された。このじん肺闘争は日本労働運動史上先駆的な役割を果たしてきた国鉄労働組合運動史の中にあつて、労災職業病闘争への全国的な取組みの貴重な経験となった。以後この闘いは、国鉄の全取場へと燎原の火の如く広がりはじめている。このじん肺闘争が、マル生粉

道労働者は一九七〇年には二・三%へ激減している。この点は、単に日本資本主義の発展に伴う産業構造の変化による影響にとどまらず、資本による大規模な機械による省力化（人員削減）によつても加速されてきたことを決して見落してはならないであろう。

砕の苦闘の中で開始された点を特に注目しなければならぬ。従来、労災職業病闘争は、ややもすると労働者の社会的地位に於いての階級的自覚の発展（すなわち団結の強化）として十分結果しえないうまに、医者や弁護士が主導する安易な傾向を脱しきれず、大きな困難にどう遇してきたと言ふるのではないだろうか。この限りで労災職業病闘争は、労働者自身のより一層大衆的な事業として斗われなければならぬ段階であると考へら

此る。そうであるとするれば、具體的には労働組合を基礎としてはじめられなければならぬと言えよう。この点で、新幹線保線労働者のじん肺斗争が「職場に労働運動を」という見地からとり組まれ、「自らの健康は自らの団結と組織によって守る」思想を発展させてきた点は、大衆的な労災職業病斗争の一つの大きな意義をもっていると考え

## 他の職場に広がる

### 労働斗争

この基本的な思想は、現在新幹線の運輸労働者の仲間にも広がってきている。旅客部門に重点をおく国鉄にとつて、新幹線はドル箱と化しているが、それ改に一足生産性向上のための次第も重点的に講じられてくる。このような中で、安全性を無視した、中央指令下での単調労働と不規則な生活条件を新幹線乗務員はしりられてきている。新

幹線乗務員の職場は、210の如きというスピードがもたらす人間への影響に關する多くの未解決の問題が含まれているにもかかわらず、南業以来10年以上経過した今日に至ってもなお、乗務員の要求に対する改善はほとんどなされていらない。現在、これら210の如きもたらす健康と安全の破壊に対して、保線の仲間とともに、運輸労働者も立ち上り、この問題が未解決であればあるほど、それだけ一足職場でねばり強く闘う体制を着々ととのえてきている。

## 長期展望に立ち

### 労働者による医者作りを

労災職業病の根絶のために、労働者自らが自らの環境や生活条件を自らの手で積極的に調査し、これを自らの体で御た直観とかたく結びつけて討論、検討し、労働者自らの流儀で改善していくために、新幹線労働者は奮闘している。

ここでの私達医者の役割は本質的に援助であり、奉仕である。このような、労働者の「医者」づくりは、おそらく非常に長くねばり強い闘いとなるであろう。これに伴い、さしあたりは、私達いゆる医者の援助者としての役割もしばらく続くものと考えられる。しかし、この新しい事業は労働者の自覚と団結が発展していく限り、必ずなしとげられる。

この新幹線労働者の反労災職業病斗争を契機として、現在、関西地方の国鉄整備工場の労働者や岡山・広島での在来線に従事する労働者が本格的なとり組みを強めている。

国鉄労働者の新たな経験がより一足力強いものとなり、この経験が更に、より多くの他産業の労働者の手で発展させられていくことを急願して筆をおきます。

(中桐 記)

# 犯罪的な民間労災保険

弁護士 松本剛

本誌19号特集「企業内労災補償斗争」のまとめにおいて、労働者の命を担保にしてまでも金もうけを企んでいる民間労災保険の存在を指摘し、これをきび

しく批判したが、今回は、この保険が現実にとのよう企業によつて悪用されていゝるか、また法律的にどこが問題なのか、松本弁護士に解説を依頼しました。

## 責任保険の危険な側面

近年、労災事故について、労働者が労災保険法による補償にとどまらず、損害全額の賠償を求めて、企業責任を追及する動きが次第に強まっており、(もつとも訴訟提起率はそれほどでもない)昭和47年度の例で0.025%という低率であるといわれる)に伴い、企業別の防衛として

責任保険(企業が労働者に対して負担する損害賠償責任を担保する保険であるところから、一般に責任保険と呼ばれていゝ)に加入する例が増加してきていゝる。

責任保険は、損害賠償を企業の負担能力に例係なく実現する点において、労働者の利益を確保する側面があることは否定しえないが、責任保険加入の動きが、もつぱら企業側の危険分散的発想に基いていゝるだけに、換

言すれば、労働者の運動によつて実現されたものではないだけに、企業の利益を擁護する方向で運用される危険性を常に有していゝると言える。

## ある下請労働者の死亡事故の例

私が受任してゐる労災事件の一つに、その典型例がある。事実は、佐野安船渠(株)の下請労働者N氏が船内作業に従事中上部デッキから落下したがスポンベの直撃をうけて死亡したケースである。現在、労災斗争を強かに展開してゐる全造船佐野容分会は、この事件を調査した結果、佐野安船渠(株)の労働者全管理政策に全面的に責任があるとして、その責任を追及し、訴訟起したのであるが、会社は訴訟の中で、N氏の雇主である下請企業が住友海上との間で、責任保険契約を締結し、既に一千万円が下請企業に支払われていゝる旨主張した。

そこで、住友海上に向い合  
せたところ、会社の主張どお  
りの事実が判明した。

保険金を既に受領してい  
ても、N氏の遺族に支払われ  
ない以上、会社の責任に向  
いの影響を与えるものではな  
い。が、民事責任の追及は結局  
金銭賠償に帰着するだけに、  
この下請企業の態度が問題と  
なり、ひいては責任保険のあ  
り方が向われらることになつた  
のである。

## 労働者には 支払われぬ保険金

住友海上の責任保険は「労  
働者使用者賠償責任保険」  
と呼ばれ、その普通約款によ  
れば、保険金の支払は被保険  
者たる企業の請求によつてな  
され、当然に企業に対して支  
払われることになっている。  
したがってN氏の事例にお  
いても、約款上は向う問題な  
らぬことになる。

しかし、このような保険の存在  
は果して許されるべきであらう  
か。この約款では、被害者たる  
労働者に現実に支払われる保障  
は何もない。いつてみれば企業  
の思わく一つでN氏と同様のケ  
ースが発生することを向う粗上  
しえないのであり、結果的には  
労働事故の発生を投機的に歓迎  
する企業が出てくることさえ出  
てくることか予想されるのであ  
る。

勿論、この場合、保険金を受  
領した企業に対して、保険金を  
支払ふと請求する道は残されて  
いる。約款によれば、この保険  
は企業が損害賠償責任を負担す  
ることによつて被る損害をてん  
補するために支払われるのであ  
り、その損害の主たる部分は、  
企業が労働者に対して支払うべ  
き損害賠償金であるとされてい  
るから、本件の場合は、受領し  
た保険金とほぼ同額の損害賠償  
債務が既に確定していると考え  
られるからである。  
しかし、それも企業が任意に

応じない以上は訴訟によらねばな  
らず、また、企業に支払い能力が  
ない時は、結局、労働者は救済さ  
れないことになり、保険金を支払  
れないような企業の場合は、その  
おそれが多分にあるといえよう。

## 労働者の不利益を 防止するために

そこで、本件のような事例をい  
かにして防止するかというので  
ある。(私は労災に關する責任保  
險について、労働斗争の視点から  
その存在自体にいささか懐疑的  
なのであるが、本論では責任保険の  
改良斗争とでもいつた観点から向  
題提起するにとどめる。)

ターに企業が責任保険に加入し  
ていること自体が労働者に知らさ  
れていないという事態を解決する  
必要がある。生命保険に対する商  
法上の規制(他人の生命について  
保険をかけるときは、その他人の  
同意を得る必要があるという趣旨  
の規定)に照して、おそく、責任

保険の場合も、労働組合等、  
労働者の利益代表者の同意を  
要件としていると考へらるる  
が、問題となる事業の大半は  
下請零細企業と考へらるるの  
で、その実情を見れば、ほと  
んど形骸化されているとみて  
設けはなげらる。一方、労  
働者全員の個別同意を要件と  
することは、その労働流動性  
から見て不可能に近い。

従って、企業に常に保険契  
約の内容を明示する義務（就  
業規則の明示義務が参考とな  
るであろう）を課すと同時に  
不断に、未組織労働者に対す  
る労災斗争のはたらきかけを  
強化していく必要があらう。

又之には、保険金支払いに  
ついて、企業に対し、労働者  
の受領証を提出する義務を課  
することである。ちなみに十  
代田火災の労働災害補償保険  
は、保険金支払後、30日以内  
に受領証を提出せねばならず  
それを怠るときは、保険

金を返還する旨の約款になつて  
いる。

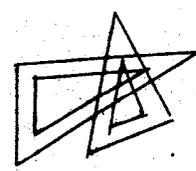
又之に、さらに徹底させて被  
害者の直接請求を認めさせるこ  
とである。直接請求が認めらる  
れば、保険加入の事実が明示さ  
れていり、労働者は企業の  
おもむくと離れて、自己の権利  
を追求しうることになる。

### 先駆的部分の

### 積極的な行動を

以上の問題は、いずれも保険会  
社との斗いの中で実現させてい

くべき課題であるが、現在の労働  
環境の実情を見れば、白題として  
表面化した事業は、氷山の一角に  
すぎないことは明らかであり、そ  
のほとんどが組織されない下請労  
働者の犠牲の下に隠されていると  
推測されるので、労災斗争に先駆  
的に突つていり、部分の、積極的  
言と行動が期待されるのである。



## 編集後記

今回の「特集」は、今までのよ  
うに単に原稿を集めるだけとい  
うやり方を改善して、前もって  
討論会をふまえるという方法を  
試みました。安全センターにも

正式に教宣部体制ができ、今後ま  
すますこのような討論会を企画し  
ていこうと考へていきます。  
また、今日中古とはいえず、セ  
ット印刷機を購入しました。これ  
で今まであつた読みにくいといつ  
た苦情は相当解決できると思いま  
す。簡単なビラなどの印刷の折に  
はまた利用して下さい。

75年10月29日ヤ三種郵便物認可

関西労働職業病 22号

76年2月20日発行（毎月一回20日発行）

## 機関紙購読料値上げ のお願い

長い間40円の価格でやってまいりましたが、郵便料金、紙代の値上げなどで、どうしても値上げせざるを得なくなりました。大へん申し上げにくいですが、次23号より以下のように改定させていただきます。尚予約分は切れた段階で変更します。

1部 60円

年間予約 1500円（含送料カンパ）